あなたの意見を市政に反映

守谷市こどもまんなか条例（案）への意見を募集します！

本市では、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、「こどもまんなか条例（案）」を作成しました。この条例は、こどもの権利の保障、最善の利益、社会全体での育成と支援、及びこどもの意見の反映を図ることを目的としています。また、こどもが自らできることに主体的に取り組み、他者の意見や権利にも気づいて尊重し合える力を育み、こどもが生き生きと育つことができるまちづくりの実現を目指します。この条例を市民の皆さんから提出された意見等を考慮して最終決定するため、条例（案）に対するご意見をお寄せください。皆さんから提出された意見等の概要や、意見等に対する市の考え方、修正内容についても公表いたします。

【案の公表期間及び意見募集期間】

令和8年11月20日（金）から令和8年12月20日（日）まで

【案の入手方法】

■ 閲覧・配布

市役所のびのび子育て課、市役所総務課、文化会館、保健センター

■ インターネット

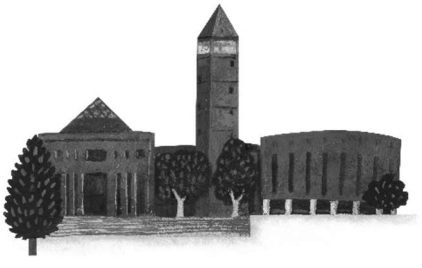
守谷市ホームページ

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shisei/koho_koucho/1005485/1013043.html

【公表案】

・守谷市こどもまんなか条例（案）

・守谷市こどもまんなか条例（案）逐条解説



【意見を提出できる方】

・守谷市内に住所がある方
・守谷市内に事務所又は事業所がある方及び法人や団体
・守谷市内の事務所又は事業所に勤務している方
・守谷市内の学校に在学している方
・守谷市に対し納税義務がある方及び法人や団体
・上記のほか、本事案に利害関係がある方及び法人や団体

【意見の提出方法】

意見書には、提出者の住所・氏名・電話番号を必ず記入して、次のいずれかの方法で提出してください（意見書の様式は特に問いません）。

◎直接持参
守谷市役所 のびのび子育て課 （市役所 D 棟1階）まで書面で提出

◎郵便（はがき又は封書）
〒302−0198 守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 のびのび子育て課 宛て

◎FAX
0297−21−8802 （市役所 のびのび子育て課）

◎電子メール
nobinobi@city.moriya.ibaraki.jp

※提出いただいた意見等の概要につきましては、公共施設窓口及び守谷市ホームページにて公表させていただきます。ただし、個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）は表記しません。また、提出いただいた意見及び個人情報については、この目的以外には使用いたしません。

パブリック・コメントは、いただいた御意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためのものではありません。

【問い合わせ先】

守谷市役所 のびのび子育て課
〒302−0198 守谷市大柏950番地の1
TEL 0297−45−1111 内線 561
FAX 0297−21−8802
電子メール nobinobi@city.moriya.ibaraki.jp